

平成 23 年 11 月 25 日

滞納整理課

0742-34-4965

公金着服事件解明調査のための第 3 回第三者機関による判定結果について

職員による市税延滞金の着服事件についての、解明のための調査を実施していますが、資料等が整った分について、本日(11月25日)第3回目の第三者機関の会議を開催し、判定していただきました。

その結果は、次のとおりとなりましたので、お知らせします。

記

第 3 回第三者機関による判定結果

- ・ 提出案件数 43 件
- ・ そのうち、着服があったと判定された件数 31 件
- ・ 着服があったと判定された金額 約 17,000 千円
- ・ 着服がなかったと判定された件数 12 件

現在までの合計

- ・ 対象納税者への送付件数 約 100 件
- ・ 着服があったと判定された件数及び金額 68 件
約 37,000 千円
- ・ 着服がなかったと判定された件数 16 件
- ・ 再調査を指示された件数 5 件

再調査を含め、今後第三者機関に諮るべき件数及びその対応

- ・ 未判定件数 20 件(再調査指示分を含む)
- ・ 未判定分については、引き続き納税者に調査協力をお願いし、早期に全ての案件の資料収集を終了し、次回の判定会議に諮ります。

被害届の提出について

対象納税者からの同意書を得られ次第、被害届の提出について警察と協議をいたします。